

第24期第34回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和5年3月6日(月曜日) 13:30～15:20

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	片上和彦	第9番	宇野賀津美
第2番	岡田充	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第5番	塩見敏夫	第15番	土岐若水
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第2番	安藤育雄	第9番	田坂健次
第3番	加藤宏司	第10番	眞鍋哲哉
第4番	岩崎紀生	第11番	竹林義孝
第5番	小野義尚	第12番	池田辰夫
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	高橋眞次	第14番	神野鉄治
第8番	藤田隆		

(3) 欠席委員 4人

農業委員	第10番	古川一豊
農業委員	第11番	高橋征三
農業委員	第18番	松木ワカ子
推進委員	第1番	岡田悦明

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	近 藤 弘 二	事務局 次長	藤 田 美 保
農政係 長	中 森 由紀子	主 任	井 上 貴 清
会計年度任用職員	齊 藤 麻 里		

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 新居浜市農業施策に関する意見書の作成について



13時30分開会

近藤事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員16人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。非常に暖かい気候になってまいりました。今日は24節気の啓蟄ということで、本来ならもう少し寒い時期に虫が動き出すということですが、これだけ暖かいとそれ以上に早く動き始めるのではないかと思います。いろいろなことが動き始めるということでございますので、皆様も今年の農作業の準備や農業委員会の重要な活動である意見書の提出もあります。この後の総会で意見書の作成等もございましてご尽力いただきますようお願いをいたします。それでは、ただいまから第34回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議案につきましては、農地関係が議案第1号から議案第5号まで、農政関係は「新居浜市農業施策に関する意見書の作成について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第

19条の規定により、会長において塩見 敏夫委員と寺尾 俊行委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号までは決議事項、第4号及び第5号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

藤田会長

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

藤田事務局次長

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田4筆、3,943平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

2番の(1-1)さんの新規設定が1件、期間は4年間、利用権の種類は、使用貸借権が1件となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議よろしく願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、2番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の使用貸借権設定について」を議題に供しますが、伊藤 繁次郎委員が関係しておりますので、退室願います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、申請件数は1件です。

4ページをお開きください。

1番、萩生字岸ノ下、畑3筆、面積5,101平方メートル、譲受人は市内在住の(2-1)さんです。

今回譲受人が新規に営農を開始するにあたり、申請地を無償で借り受ける目的で、農地法第3条による申請が提出されたものです。申請地は、耕起され十分に管理がされている農地で、周囲には外に耕作されている農地がないことから、周辺への影響についてはないものと思われま。

以上の案件につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙1の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

御審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、竹林 義孝委員から報告をいただきます。竹林委員お願いします。

竹林委員

2月17日に現地の調査をいたしました。譲受人の方ともお会いすることができました。申請地は3筆とも隣接する管理された農地であり、いつでも作付け可能な状況です。申請者の家からも300メートルと近く耕作意欲も十分ありました。地域との調和要件につきましても問題はないと思いますので御審議の程よろしくお願いたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の使用貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第2号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、委員の入席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

5ページ御覧ください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供しますが、村上 寿一委員が関係しておりますので、退室願います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は2件です。

6ページをお開きください。

4番、又野一丁目、田2筆、面積1,236平方メートル、譲受人は市内在住の(3-1)さんです。

譲受人がこれまで小作人として耕作を行っていた申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されたもので、引き続き譲受人が耕作を行うものであることから、周辺への影響についてはないものと思われま

す。5番、船木字長野、畑1筆、面積201平方メートル、譲受人は市内在住の(3-2)さんです。

譲受人は現在2反8畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されたものです。申請地は、譲受人の自宅に隣接した農地であることから、周辺への影響についてはないものと思われま

す。以上4番及び5番のいずれの案件につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙2の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

す。御審議の程よろしく願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、4番は塩見 敏夫委員から、5番は高橋 眞次委員から、それぞれ報告をいただきます。

まず、塩見委員をお願いします。

塩見委員

2月11日現地調査を行いました。現在も田として耕作されていて、近隣の聞き取り調査も特に問題はなく許可しても問題はないと思います。

藤田会長

ありがとうございました。

続いて、高橋(眞)委員をお願いします。

高橋(真)委員

先程事務局から説明がありましたように、この土地は譲受人の家と隣接しており、この土地を所有していた方は使ってくださいということで、今回（3-2）さんが譲り受けるようになりました。その土地の周辺ですがコンクリートの塀があり周辺等の問題はございません。地元改良区の理事の話の聞きましたところ問題はないということでございます。調和要件は全て揃っていると思われまますので、御審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、4番及び5番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第3号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

（休憩後、委員の入席）

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

7ページを御覧ください。

議案第4号「農地の転用について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第4号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は2件です。

8ページをお開きください。

3番、喜光地町一丁目、畑1筆、申請人は（4-1）さん。内容は自己住宅66.24平方メートル、農地区分は用途地域で

あるため第3種農地であると判断されます。

4番、本郷一丁目、畑2筆、申請人は(4-2)さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

以上、3番及び4番のいずれの事案につきましても、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、3番及び4番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

9ページを御覧ください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第5号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は19件です。

10ページをお開きください。

36番、星原町、田1筆、譲受人は(5-1)さん。内容は自己住宅101.85平方メートル、農地区分は上水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地から

概ね500メートル以内に市立泉川小学校及び市立泉川中学校が存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

37番、外山町、田1筆、譲受人は(5-2)さん。内容は自己住宅72.87平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

38番、外山町、田1筆、譲受人は(5-3)さん。内容は自己住宅61.69平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

11ページを御覧ください。

39番、上泉町、畑1筆、譲受人は(5-4)さん。内容は貸し露天駐車場、一体利用地として、宅地330.57平方メートルがあり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

40番、庄内町六丁目、田1筆、譲受人は(5-5)さん。内容は宅地分譲3区画、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

41番、松神子三丁目、畑2筆、譲受人は(5-6)さん。内容は貸し車庫3棟296.11平方メートル、一体利用地として、宅地105.51平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

12ページをお開きください。

42番、萩生字旦ノ上、畑1筆、譲受人は(5-7)さん。内容は露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

43番、山田町、畑1筆、譲受人は(5-8)さん。内容は自己住宅116.06平方メートル、農地区分はその他の農地で

ある第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

44番、山田町、畑1筆、譲受人は(5-9)さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

13ページを御覧ください。

45番、萩生字本郷、田2筆、譲受人は(5-10)さん。内容は建売住宅3戸320.62平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

46番、萩生字本郷、田2筆、譲受人は(5-11)さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

なお、45番及び46番は一体として併せて1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法の開発許可も同時に申請されております。

47番、萩生字旦ノ上、田1筆、譲受人は(5-12)さん。内容は自己住宅79.70平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

14ページをお開きください。

48番、大生院字廣坪、田2筆、畑1筆、譲受人は(5-13)さん。内容は露天駐車場及び露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

49番、田の上一丁目、田1筆、譲受人は(5-14)さん。内容は建売住宅3戸155.60平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

50番、垣生四丁目、畑2筆、譲受人は（5－15）さん。内容は露天駐車場、一体利用地として、宅地258.11平方メートルがあり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

15ページを御覧ください。

51番、下泉町二丁目、畑3筆、譲受人は（5－16）さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

52番、萩生字旦ノ上、畑3筆、譲受人は（5－17）さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

53番、角野字新田、田3筆、譲受人は（5－18）さん。内容は露天資材置場、一体利用地として、山林818平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

16ページをお開きください。

54番、船木字大久保、田2筆、譲受人は（5－19）さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、36番から54番までのいずれの事案につきましても、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、36番から54番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

17ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時05分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりましたとおり、先月に引き続きまして「新居浜市農業施策に関する意見書の作成について」を議題といたします。その他報告事項が1件ございます。

今年1月の総会において、第24期の意見書の軸となるテーマについて協議を行い、「担い手の確保と育成」、「地産地消の推進と食育の充実」、「有害鳥獣対策支援策の強化」、「計画的な農業生産基盤整備の実施」という4つのテーマに決定しました。先月は、4つのテーマで班に分かれて、意見を出し合い協議し、発表していただきました。その意見を基に事務局で意見書の素案を作成いたしましたので、本日は再度協議し、意見書としてまとめていきたいと思っております。

それでは、今月の資料について事務局から説明をお願いします。

中森農政係長

それでは、資料についてご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

前回の総会で発表していただいた意見を基に意見書（案）を作成しました。第23期委員が令和2年7月に提出した意見書の変更した部分を赤字にしております。

資料の5ページから8ページに前回提出した意見書をつけておりますので、見比べていただいて、変更した部分の表現をもっとこうして欲しいとか、他の内容も追加したいなどありましたらご意見をお願いします。

次に、資料の9、10ページをご覧ください。

参考資料として、国の補助金の概要と、狩猟免許取得にかかる経費についての資料を添付させていただきましたのでお目通しをお願いします。

つづいて、前回ご意見いただきました内容について、一部補足がございます。

2ページをご覧ください。

担い手の確保と育成の（1）新規就農者の育成支援対策についての部分になります。新規就農にかかる補助金の年齢要件の引き上げについて、担当課に確認いたしましたが、昨年度まで農業次世代人材投資事業という名称でしたが、今年度から新規就農者育成総合対策事業に変わっております、国庫補助事業を活用しているため、市で要件を変えることはできないとの返答でした。国と県の補助メニューで、認定農業者以外の一般の農業者が利用できるものは現在のところございませんので、補助金を要望するのであれば、市の単独事業となります。

次に、資料の7ページをご覧ください。

有害鳥獣対策の（2）の3行目に「新たに狩猟免許取得に係る費用の一部を補助すること。」とありますが、新規取得にかかる費用は県の補助が全額出るということでしたので、この部分は削除させていただきました。

最後に、資料の4ページになりますが、計画的な基盤整備の実施の中で、（3）の太陽光発電設備への対応について、担

当課の農地整備課と協議いたしました。担当課はあくまで事務局という立ち位置であるため、土地改良区が農業委員会に提出する意見書の内容について、指導する立場ではないため、この問題については、意見書として市長に提出するのではなく、土地改良区の理事会で協議していただきたいとのことでした。この意見を踏まえまして、意見書の中に盛り込むべきかどうか、再度検討していただけたらと思います。

以上です。

藤田会長

ありがとうございました。それでは、少し時間をとりますので、お隣の方と相談していただくなど内容についてご検討ください。あと1点皆さん方にお諮りしたいのですが、今農地の利用状況調査をしていただいて、所有者の方に一筆一筆の調査をお願いしています。本市では農地の実態が非常に不明瞭になっており、面積は資産税課の課税台帳上の面積では、約1320ヘクタールですので、それに基づいて、推進委員は100ヘクタールに1人のため14名であり、農地面積により、農業委員は現在19名になっています。本市の農地の状況を把握しなければ地域計画の策定すらできなくなり、また生産基盤が低く、生産価格が安いので農地を利用せずに原野化している地域もあるのではないかと考えています。そこで、農地の調査を精査してそのようなことについても協議をしていただいて、意見書の中に入れるべきではないかと思いますが皆さん方はどのように思われますか。片上委員。

片上委員

調査しました調査票の裏に載っている地目ですが現状は農地ではないと思われる地目もありましたが、調査票のトータルの面積が860ヘクタールぐらいなのでしょうか。

藤田会長

全体の農地面積が1300ヘクタールで、その中で田が約800ヘクタールで、畑それ以外が畑や樹園地という認識です。

片上委員

調査票の裏に書いてある地目上は農地ですが現状は非農地になっている面積も入っているんですか。

藤田会長

平地の田畑以外に山林化や原野化した農地があるのではないかとと思います。

藤田事務局次長 片上委員からのご質問の中で1300ヘクタールの中に、調査票の裏側の土地、一筆一筆が入ってるかどうかというご質問でしたが農地台帳に記載されている土地が調査票の裏側に打ち出されております。

片上委員 冒頭言われた農業委員の定数19名の基本になる数字は、1300ヘクタールの農地面積が基準になっているのではないですか。それを正確な数字にしていこうという趣旨ですか。

藤田会長 地域計画を立てていくのに数値を基に行いますがそれをこの調査でより正確にしていこうという意味で発言しました。

小野（義）委員 乙地番の地図がないんですね。山際の調査は地図がなかったら正確に調査できないかと思います。

近藤事務局長 補足ですが、約1320ヘクタールという数字は課税上の田畑の面積です。8月に農地パトロールをお願いしているのは約1320ヘクタール中、市街地にある境界がはっきりしている農地、それを農地パトロールでお願いしているのでそれ以外に山際の所有者や境界がはっきりしない農地が沢山あると思われま。会長はそのような農地もきちんと調査しないと今後困るのではないかと提案されたものと考えています。

今後、人・農地プランで市長部局が地域計画の策定を行い農業委員会が目標地図つまり10年後の耕作者を今後2年かけて農林水産省のホームページ上に載せる作業を行うこととなりますが、農業委員会と地域の方とお話する時に農地がどの辺りにあるかまずは我々が把握できていなければ座談会等に出席した際にも話がかみ合わなくなりますし、目標地図を策定する際にこの地番の農地が大体どの辺にあってどのような使われ方をしているのかということ把握した上で話し合いを今からしていかななくてはいけないので、そこについては農業委員さんも把握していただきたいと思っております。

藤田会長 はい、田坂委員。

田坂委員 我々に、その情報提供がないんですよ。地権者の名前が入っている地図を我々に提供していただければ分からない

ではないですか。個人情報ということで提供していないんですよね。

私、光明寺地区ですが11号バイパスが通るので地籍調査を行った際に立会者でしたから光明寺地区の全ての土地の情報が入ってきました。だから今回の調査の際に地権者が分からないところでもアドバイスができたかと思っています。

藤田会長

地域の中で情報を持っておいってくださいということです。

近藤事務局長

地域の実情と国が行う施策は認識が大分離れていると感じていますが、個人の資産である田畑をどこに持っているのかということは農家は把握していないものですか。国は個人の資産なので地番が書いてあればどの場所がわかるという前提でこの調査をお願いしていますので実情と国の考えがかなりかけ離れているためこのような問題が出されているかと考えていますが、基本的には土地の把握は所有者が管理しているということを前提でこの調査を行っていることを御理解いただきたいと思います。

寺尾委員

個人が分からなければ農業委員が知るよしもないかと思います。私たちには情報については教えてくれませんので農業委員会で聞いて下さいということかかと思っています。

田坂委員

今回、私は配布して1週間後に回収しましたが分からない所は話し合いながら確認しました。

井下委員

夏の農地パトロールの地図と照らし合わせながら確認すると分かりやすかったです。

近藤事務局長

今回、農地パトロールでお渡しした地図を一緒にお渡ししましたが、事務局でお渡しできるものはそれが最大限のもので、山際の農地については事務局でも資料がありません。

藤田会長

はい、神野委員。

神野委員

新居浜市が地籍調査をしていく予定はどのようになっていますか。

藤田会長

D I D地区のごく一部です。別子山地区が合併前から行っていますが、現在は駅前の区画整理や、11号バイパスに関連した坂の下地区等を行なっています。D I D密集地の周辺地区を

少しずつ、広げていかななくてはいけないのですが、それができていないというのが現状です。

神野委員

まだまだ年数がかかるということですか。

藤田会長

ここで時間をかけてもいけないので、地籍調査についての議論は終わります。要は個人の資産ですから、とにかく所有者それぞれが、把握してもらわなくてはいけないのですができない場合は土地改良区や農業委員会、そして最終的には調査士により測量してもらう必要がある。これからは、ますます特定が困難になるものと危惧しています。

近藤事務局長

今、会長の説明は3ページの1の(5)ですが先程も少し説明をしましたが、人・農地プランの法定化において今後2年間かけて地域計画を策定することになっていますが、その際、各地区での話し合いをしていただくこととなりますが、その際に農業委員さん、推進委員さんがある程度地域の実情が分かっていたこと、また今後10年先に誰が農地を管理するかをホームページ上に公表する義務が課されていますので、平地であれば境界もはっきりしているの誰が耕作しているか分かると思うのですが、山際ですと今会長や皆様が言われたように分かりづらいところもあるかと思えます。その把握を、今の話の中では難しいと思いますが、そこについてはしっかり理解しておかないと新居浜の農業の未来図が見えてこないかと思っています。根気よく事務局も行いますが、地元の方や地権者の方とも相談しながら未来図が描けるようお願いしたいということで意見書にも加えております。会長が危惧しているのは山際は誰が耕作しているのかも分からないし、誰が持っているのかも分からないということなのでそこについては一歩ずつでも進めていこうということでご提案させていただいています。

藤田会長

はい、神野委員。

神野委員

10年後の管理者など誰も分からないのではないのでしょうか。

藤田会長

2年、5年そして10年後と上手く人・農地プランを計画することで地域の農地を守ることを考えていかななくてはならな

いかと思います。

近藤事務局長

事務局も先のことは分からないのではないかと考えておりますが、耕作している方が若ければ10年先もその方が管理するだろう、高齢者で子供さんも一緒に農業をされているのであれば子供さんだろうと、しかし後を継がずに処分したいということであれば売却希望であるとか10年後の田畑をどういう使い方をするかという地図を作って農水省のホームページで公表していくという、人・農地プランの法定化とはそういうことですので、その事前調査の意味合いを兼ねて今回委員の方にご足労いただき調査を行っていただいております。また、会長が言っておりました不明な点は資産税資料や、事務局で分かることは御提供しますので、調査可能なところから進めていきたいと考えております。分からないからやらなくてはいいいのではないかとさえ話が簡単なのですが、将来の新居浜市を考えたら出来るところから、分かるところから調査していこうということをお願いしたいと思っています。

神野委員

農地で利用するとしても太陽光や住宅で転用されている状態で農地が虫くい状態で存在しているという状況ですが農地を集团的にすることはできないのでしょうか。

藤田会長

農地が国土保全や、環境保全の多面的機能を有していると言われておりますが農地を守ろうとしても4月から下限面積要件が廃止されることにより農地の荒廃は進んでいくことが予想されます。人・農地プランにおいて新居浜市で残すべき農地と残せない農地を見極めていかななくてはならないかと思えます。山際や農作業に不便な農地、水路等が未整備な農地は他に活用していくといった農地の選別にも取り組んでいかななくてはいけないので、人・農地プランは一つの手段かと考えています。新居浜市でも数少ない農地を皆で守っていくこと、農業をやりやすくするためには、もっとこのように考えてほしい、行政として取り組んでほしいというのが農業委員会で作成する意見書でございます。意見書どおりの進捗であれば意見書の提出の必要がありませんが、3年毎に同じ内容のことであっても

市長局部に訴えかけていくことが必要かと思っています。

近藤事務局長

補足として改良区の意見書は農地転用の際に周辺の調和要件について改良区意見書で判断しております。後にトラブルがあったとしても改良区が認めた案件ということになります。つまり改良区が最後の砦となりますので意見書を発行する際には転用を行うことにより周囲に悪影響があるかどうかを判断していただき意見書を発行していただきたい。(3)についてはそのようなことで意見書からは省いてほしいと言われているかと思っています。

藤田会長

はい、村上委員。

村上委員

計画的な農業生産基盤設備の実施について(1)農業の発展と農地を集約し効率的な農業経営が行える生産基盤の設備が必要であることから、各土地改良区の実情に応じた維持管理と、軽微な基盤整備を実施すること。特に傾斜や段差がある農地やイノシシなどで崩されている石垣、農道、水路、農業環境を整えるための基盤整備に補助金を利用できるようにする。また、農地の効率化を図るには、1、無秩序な宅地化をやめ、農地の区画拡大が可能な計画を行う。2、農地の拡張、農地が狭いために農業機械が通れるように、例えば水路に蓋をしていく等です。3、イノシシが出没する地区の石垣の補修や改修をしていく。(2)標準的な耐用年数を経過している老朽化した農業用水路、農道の改良への予算の増額を図る。

1、老朽化している農業用水路の改良。2、農道の舗装をコンクリート及びアスファルトと舗装、これは農業機械での事故の防止、路肩が崩れ事故が起こりやすい、草や土の落下を防ぎ水路を守っていく、このようなことについて、農道整備をしておけば、太陽光施設関係も大分トラブルがなくなるんじゃないかなと思います。以上です。

藤田会長

それぞれの改良区での取り組みはどのようなのですか。

村上委員

改良区内で行っていますが予算が少ないので行政の補助がなければ難しいです。

要するに広い農地を注目するのではなくて、小さな農地にも

注目していただきたいと思います。

藤田会長

放置されれば余計に耕作放棄地になっていきます。皆さんから各種意見があり大分時間が経過しましたので、まとめますと4番の(3)については村上委員及び4班の意見も合わせて提案していただきました。意見書について他に御意見、御質問はございませんか。あと、皆さんご自宅に帰られて目を通していただき来月の総会で決定したいと考えておりますので、それまでに意見がある方は事務局へ申し出てください。事務局でまとめて4月の総会でお諮りをする予定としますので今月の20日くらいまでに意見がございましたらお願いします。意見書についての議題で終了します。

続きまして、報告事項といたしまして、「農地法に定める下限面積(別段の面積)の廃止について」事務局より説明をお願いします。

藤田事務局次長

農地法の一部改正による農地の権利移動に係る下限面積の廃止についてご報告します。資料は、「農地法の下限面積要件の廃止に伴う懸念払拭に向けた対応」両面印刷A4です。

下限面積(別段の面積)の設定につきましては、平成21年12月15日施行の改正農地法第3条2項第5号の規定により、新居浜市農業委員会は下限面積(別段の面積)を30アールと定め適用してきました。令和4年度における下限面積につきましても、昨年3月18日の総会において審議し、30アールと定めましたが、昨年5月に農地法の一部が改正され、令和5年4月1日からの施行とともに、農地の権利移動に係る下限面積の要件が廃止となります。これに伴いまして、昨年4月1日付けで告示した下限面積(別段の面積)の設定の廃止を告示します。告示日は令和5年3月17日を予定しております。

資料には、今回の農地法の権利移動の許認可に際しての下限面積要件の廃止は、担い手の育成・確保とともに多様な経営体による農業経営を推進していく農業政策の展開を踏まえ、規模の大小にかかわらず農地の維持・管理、地域農業の活性化等に寄与するために講じられた措置であること、下限面積以外の要

件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件は変更なく引き続き措置されることなどが書かれております。下限面積の廃止による審査や対応に支障が考えられることから、事務処理やQ&A等詳細がわかり次第、御報告したいと思います。以上で説明を終わります。

藤田会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました内容について、意見、質問等ございませんか。はい、曾我部委員。

曾我部委員

面積の小さい農地を購入した方の転用はどうなのでしょうか。

藤田会長

農地を購入して所有権移転をされて3年間転用はできないと言っていたのもなくなることとなります。

曾我部委員

すぐに転用ができるということですか。

藤田会長

そうなります。国が農地を守り、国土の保全と多面的機能の活用と言いながら下限面積を廃止する、新居浜市は下限面積が30アールの設定ですが、農地法の改正により4月1日からその制限がなくなります。農業会議等でも議論しましたが、曾我部委員が言われた農地を所有後、すぐに転用を防ぐ目的で、3年間農地として使用する縛りがありましたがそれも無くなります。

曾我部委員

全部耕作要件、農作業常時従事要件など考慮に入れる必要はないですね。去年、一昨年に3条で農地を購入した人も3年待たなくても転用ができるということですか。

藤田会長

そうなります。

曾我部委員

農用地や農振地域はどうなるのですか。

藤田会長

変更はありません。

近藤事務局長

農用地は今まで通りです。事務局で1つ考えているのは、10アール以下の農地を取得しようとした際にお問い合わせになりますが、所有権移転ではなくて本当に耕作できるか使用貸借で数年耕作していただき、農業が継続でき農業委員さんも認めていただけたら所有権移転も認めるというようなやり方を行わなければ農地は守れないと思っております。

- 曾我部委員** 今から5アールや10アール買いますという方を農業ができるのかの追跡まではできないかと思います。
- 藤田会長** 農振農用地の地域の変更はないので、その区域の農地については農業経営基盤強化促進法による地域計画の対象地域なのでそこについては変わらないということです。
- 曾我部委員** 例えば5アールの農地を取得する際に3条申請と同時に5条申請が出てきたらどうするのですか。
- 近藤事務局長** 5条申請のみで済む案件かと思いますが、3条申請と同時に出されることは想定しておりません。
- 曾我部委員** 4月1日からのことなのできちんと決めておかないともうすぐのことですよね。
- 近藤事務局長** お願いベースですが農業をするのであれば所有権移転をせずに1年か2年は使用貸借で様子を見たらどうかということを事務局で考えていました。
- 曾我部委員** 売る方はお金が欲しいから、早く所有権移転をしてほしいという話ですからね。
- 近藤事務局長** このままであれば先程会長が言われたように無秩序になるかと思われま。
- 伊藤（繁）委員** 法律で無秩序にしているのだからそれは無理ですよね。
- 近藤事務局長** ある程度転用されても耕作放棄地がそれ以上に増えているので一人でも耕作する人がいればそれはそれでいいという考え方でこのような法律改正になったんだろうと想像しています。
- 藤田会長** 下限面積廃止についての説明がありました。我々とすれば何でこのような改正になるのかということになりますが農地改正により、4月1日から施行されるということでございます。他にございませんか。
- 近藤事務局長** 下限面積要件が廃止されるだけで、それ以外の従事要件や機械を持っているかの要件は地元農業委員さんに引き続き調査をしていただくようになりますのでお願いしたいと思います。
- 寺尾委員** 従事要件は変わらないということですね。下限面積要件の廃止だけですね。

近藤事務局長

はい。

藤田会長

その辺りをお間違いないように、また意見書については先程申し上げましたように、皆さん、持ち帰ってよく見ていただいて、意見のある方は事務局へ知らせていただきたいと思います。次回、修正案をお示ししますので次回の4月総会には決定したいと思います。

以上をもちまして、第34回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

近藤事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員